

**山内委員長記者会見のポイント**  
(第 236 回 (10 月 13 日) 郵政民営化委員会終了後)

**1. 本日の委員会議事について**

- ・ 「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針」を取りまとめた。
- ・ (株)かんぽ生命保険・日本郵便(株)から、新しいかんぽ営業体制の構築について、日本郵政(株)から、かんぽの宿の譲渡について、それぞれヒアリングを行った。
- ・ 金融庁長官及び総務大臣から意見の求めがあった、郵政民営化法第 120 条第 1 項 7 号等の規定に基づく内閣府令・総務省令案について、当委員会の意見を取りまとめ、金融庁長官及び総務大臣あてに提出することとした。

**2. 委員会の質疑応答等について**

**【株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案】**

- ・ 各委員から、意見陳述やパブコメも踏まえた適切な方針案になっており賛成する。通知を受け、必要あれば委員会として調査審議することができる。また、大事なことは、認可から届け出になった趣旨を踏まえた対応を行うこと。この方針を正式に決定したいとの意見があった。
- ・ 本日取りまとめた「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針」に関連して、委員長から会見の場で以下の発言があった。

方針の「2 届出制の意味」にあるとおり、「かんぽ生命が新規業務を行うに当たり、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出た場合には、形式上の要件に適合しているならば、到達したときに届出としての効果は発生」している。

また、「3 届出制における当委員会の役割」にあるとおり、「かんぽ生命の配慮義務のうち適正な競争関係が確保されているかどうかについては、郵政民営化委員会において検証すること」

「当委員会の意見は内閣総理大臣及び総務大臣の行う監督上の措置を命ずるプロセスに関わること」  
になっている。

これは、郵政民営化法上定められていることではあるが、一般的な届出とは取扱いが異なっている。

郵政民営化委員会としては、今後、方針に沿って運用するとともに、このような法的位置づけがあるということを申し上げておく。

#### 【新しいかんぽ営業体制の構築】

- ・ 複数の委員から、新たな営業体制の下で、コンサルタント社員が、顧客に寄り添い、しっかりとフォローアップを行うことにより、信頼の再構築に努めることが重要である。そのためにも、しっかりとしたマネジメントができるよう、指揮命令関係、評価その他の施策を適切に講じていく必要があるとの指摘があった。
- ・ 営業体制の変更に加えて、DX、ITを活用して、主に青年層をターゲットとして、商品間の比較や保険料のシミュレーション等ができるようHPの機能を強化すべきではないかとの指摘があった。

#### 【かんぽの宿の譲渡】

- ・ 複数の委員から、今回の売却で一区切りがついた。新たな経営者の下で、今後うまく事業が行われ、雇用も維持されていくことが重要であるとの指摘があった。

#### 【郵政民営化法第120条第1項第7号等の規定に基づく内閣府令・総務省令案】

- ・ 地方の中小企業の再生も進み、銀行法改正の趣旨に賛成。クラウドが容易に活用できるため、クラウドを活用して、地域の企業が効率的に業務を進める支援を地方の銀行が行っている例があり、そのような銀行の取組みが広がってほしいとの指摘があった。

### 3. 記者との質疑模様

- ・ 記者からの質問なく終了。